

建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第66号

建築士法施行条例の一部を改正する条例

建築士法施行条例（平成12年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定登録機関)</p> <p>第3条 知事は、法第10条の20第1項の規定に基づき、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務を<u>社団法人岩手県建築士会（昭和34年3月20日に社団法人岩手県建築士会という名称で設立された法人をいう。以下「指定登録機関」という。）</u>に行わせる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(指定試験機関)</p> <p>第5条 知事は、法第15条の6第1項の規定に基づき、二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を<u>財団法人建築技術教育普及センター（昭和57年9月10日に財団法人建築技術教育普及センターという名称で設立された法人をいう。以下「指定試験機関」という。）</u>に行わせる。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(指定登録機関)</p> <p>第3条 知事は、法第10条の20第1項の規定に基づき、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務を<u>一般社団法人岩手県建築士会（以下「指定登録機関」という。）</u>に行わせる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(指定試験機関)</p> <p>第5条 知事は、法第15条の6第1項の規定に基づき、二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を<u>公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「指定試験機関」という。）</u>に行わせる。</p> <p>2・3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。